

令和2年4月23日

介護支援専門員の皆様へ

公益社団法人京都府介護支援専門員会
ケアマネジメント委員会

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針」に関する問い合わせへの対応について *4月16日特定警戒都道府県とされた以降、内容追加 (Q8~Q11)

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(以下国事務連絡という)(令和2年2月17日)、以降第9報まで出され4月20日にはまとめが出されました。当会に問い合わせがあった場合の対応として、次のとおり整理しました。今後状況に応じて、追加・修正していく予定です。

なお、個別・具体的な取扱いについては、各市町村において異なる場合がありますので、それぞれの市町村からの通知等についても確認の上でご判断ください。

Q1 新型コロナウイルス感染症に伴い学校が休校等になり、職員が仕事を休まざるを得なくなった場合、一時的に人員基準を満たさなくなる場合、介護報酬の減算になるのでしょうか。

A 国事務連絡第3報 問1のとおり介護報酬の減額は行わず、柔軟に対応することが可能です。

Q2 通所サービス事業所が都道府県の要請または、事業所の判断で自主的に休業した場合、急遽代替サービスとして、訪問看護・訪問介護・訪問リハビリテーションサービス等を調整した場合の一連の取扱いについて教えてほしい。

A ①介護予防通所リハビリテーション利用中の場合は、国事務連絡第3報 問4・5・6のとおり、月額報酬を日割り計算とし、代替サービスとして利用した介護予防サービス費を算定することができます。

②サービスを変更する場合の一連のケアマネジメントについて、新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス内容を変更する必要性が生じた場合は、「緊急的なサービス利用等やむを得ない場合」に該当するものとして、ケアマネジメントの一連の業務(アセスメントやサービス担当者会議等)順序については柔軟な対応が可能です。ただし、その場合であってもアセスメントやサービス担当者会議の開催等については、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直してください。

この場合、緊急的なサービス利用のため、一連のケアマネジメント業務が適切に

行えなかった経過等について支援経過等に確実に記録しておく必要があります。

Q3 サービス担当者会議の開催を利用者から断られた場合、サービス担当者への照会で対応することは可能ですか。

A 国事務連絡第3報 問9のとおり、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能です。

サービス担当者会議を開催する場合は、マスクの着用・手指消毒等感染防止対策を忘れずに行ってください。また、サービス担当者が発熱・咳等の理由で出席できなくなった場合は、「やむを得ない理由がある場合」に該当しますので、照会を行う必要があります。

担当介護支援専門員が発熱・咳等（学校の休校等で出勤できない場合を含む）でサービス担当者会議が開催できない場合は、事業所内で別の介護支援専門員が代行することができないか検討したうえで、代行が困難な場合は、サービス担当者会議の延期または、電話・メール等で照会を行うこともやむを得ないことです。サービス担当者会議を開催しなかった場合も、居宅サービス計画書第4表 サービス担当者会議録 に開催しなかった理由を含め照会内容をしっかりと記載し、サービス担当者との綿密な連携を心がけるようにしてください。

同問9の「なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である」の解釈については、第4報 問9のとおり「基準解釈通知の取扱いと同様」とされていますので、拡大解釈に注意が必要です。

なお、上記の取扱いに加えて本Q&A内のQ9についても参照ください。

Q4 モニタリング訪問を利用者から断られた場合、介護報酬の減算になるのでしょうか。

A 国事務連絡第1報 令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬の取扱いについての考え方を参考に (10) 居宅介護支援 ②のとおり「利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ず一時的に基準による運用が困難な場合は、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である」具体的な対応は、次のとおりです。

①訪問時は感染対策（マスク着用等）を行った上で行うことを説明しても、利用者から了解が得られなかった場合は、電話等によりモニタリングの視点に沿って利用者の状況を聞き取ることで「特段の事情」に該当すると考え、介護報酬の減額を行う必要はありません。

②利用者・利用者の家族等に発熱・咳等の症状がある場合、介護支援専門員への感染の危険性もあることから、①同様の対応をすることが可能です。

③担当介護支援専門員が発熱・咳等（学校の休校等で出勤できない場合を含む）がある場合は、事業所内で別の介護支援専門員が対応することが可能か調整したうえで、困難な場合は電話等でモニタリングの視点に沿って利用者の状態を把握することとし、「特段の事情」に準じた取扱いとすることが可能です。

「特段の事情」とした場合は、支援経過等に、訪問を行うことができなかった理由や電話等で把握した状況を具体的に記載しておく必要があります。

なお、上記の取扱いに加えて本 Q&A 内の Q8 についても参照ください。

Q5 主任更新研修が延期になり修了できず、介護支援専門員証の更新ができない場合、特定事業所加算の算定の取扱いはどうなりますか。

A 国事務連絡 第3報 問7のとおり、また京都府 HP で公表のとおり、京都府が認める期間は資格を喪失しない取扱いになります。現在特定事業所加算を受けている事業所も、主任介護支援専門員の有効期間を京都府が認め延長することで、引き続き算定をして頂くことは可能です。但し、当該介護支援専門員は延期になったコースを必ず受講することが前提となります。

令和元年度主任介護支援専門員研修も一部延期となり修了できない状況になっていますが、主任介護支援専門員研修を受講できなかった方については、主任介護支援専門員を取得見込みで加算を算定することはできないとされています。

本件に関するご質問は、京都府高齢者支援課事業所・福祉サービス係（075-414-4571）へお問い合わせください。

Q6 新型コロナウイルスの発生に伴い、通所型サービスや訪問型サービスを提供する事業者が休業を行った場合が想定されているが、他の居宅介護支援事業所が休業することになり、当該事業所の利用者を受入れたことにより、40人超えになった場合の介護報酬請求はどうなりますか。

A 現段階では、具体的に国事務連絡で明らかにされていませんので、第1報のとおり令和元年台風19号の災害における介護報酬の取扱いの範囲に含まれると言えます。今後の国事務連絡に注意が必要です。

Q7 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合、訪問介護の生活援助が20分未満となっても20分以上45分未満の介護報酬を請求できるのでしょうか。

A 第4報 問5のとおり、計画に位置付けられた内容で、高齢者の在宅生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行った場合は、20分未満であっても

生活援助中心型 20 分以上 45 分未満の報酬を算定することができるとされています。

同様に問 6 には、訪問看護の時間短縮の場合の介護報酬の算定方法についても示されていますので、合わせて確認ください。

Q8 4 月 16 日に全国に緊急事態宣言（京都府は特定警戒都道府県）が出され、テレワーク等が推奨されている中、モニタリング訪問は Q 4 の取扱いから変更ないのでしょうか。利用者の拒否や担当介護支援専門員の健康状態だけでなく、発熱者（新型コロナウイルス感染とは限らない）との接触で訪問しない方が良いという場合も電話でよいのでしょうか。

A 当会では、感染拡大の事態を受け、4 月中旬に再度京都府・京都市の担当課に連絡を取りました。

結果、京都府高齢者支援課からは厚生労働省老健局振興課に確認の上、モニタリング訪問は、利用者等の事情だけでなく、感染拡大防止の柔軟な対応として「電話で必要な確認を行っても差し支えない」と確認しています。

また、令和 2 年 4 月 20 日付で京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課より「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための利用者の居宅等への訪問、面接及び会議の開催を求める運営基準、介護報酬等の臨時的取扱いについて」が発出されました。感染拡大防止がより重要視され、「利用者の居宅を訪問しなければならない特段の事情がない場合は、原則として、利用者の居宅は訪問せず、テレビ電話、電話等により必要な確認を行うこととします」今回は臨時的・限定的な取り扱いであり、運営基準違反にならないと明記されています。その旨、しっかり居宅介護支援経過等に記録し、保管することとされています。

Q9 サービス担当者会議も Q3 の取扱いのままですか？全国では介護支援専門員が感染したとか、「3つの密」が起りやすい環境で危険だと思いますが。

A Q8 と同様に京都府・京都市に確認をしました。

その結果、京都府高齢者支援課からも「令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）」の問 9 において、感染拡大防止の観点から柔軟な対応が可能である旨明示されているので、「サービス担当者を招集せず、サービス事業者への意見照会を行うことで差し支えない」と確認しています。

また京都市からは Q8 の書面にて「サービス担当者を招集しなければならない特段の事情がない場合は、原則として、サービス担当者を招集せず、当該担当者に対しては、照会等により意見を求めることとします。」と明記されています。つまり感染拡大防止の対策を講じる必要性がある現状を、「やむを得ない理由」に該当する

と理解して良いと思います。

Q10 施設や医療機関は面会禁止であり、職員との面談もできない状況です。退院・退所加算の算定はどうしたら良いのでしょうか。

A 国事務連絡 第5報 問4のとおり、やむを得ない理由がある場合については、病院等の職員と面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより、算定が可能とされています。

Q11 居宅介護支援の特定事業所加算の定期的な会議の開催について、どのように考えたら良いのでしょうか。

A 国事務連絡 第9報 問4のとおり、「会議」の形式にこだわらず、電話、文書、メール、テレビ電話等を活用するなどにより、柔軟に対応することが可能とされています。